

北広島市職員募集

試験区分

- 事務上級 ●事務（障がいのある方） ●事務（スポーツ・文化枠） ●事務（民間企業等職務経験者） ●土木 ●土木（民間企業等職務経験者） ●建築 ●建築（民間企業等職務経験者） ●保育士 ●消防

人数 若干名

採用予定日

- 事務（民間企業等職務経験者）＝10月1日
- 土木、建築（民間企業等職務経験者）＝10月1日か令和6年4月1日
- その他＝令和6年4月1日

申込期限

5月11日(必着)

申込み 市ホームページか二次元コードにアクセス。専用フォームに必要事項を入力し送信

*試験の詳細を必ず試験案内で確認してください。

事務（民間企業等職務経験者）



そのほか



- *日程、会場などの詳細は、対象者にお知らせします。
- *試験案内は市役所総合案内と西部・大曲・西の里出張所、エルフィンパーク、夢プラザで配布しています。
- *詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 職員採用委員会（職員課内・内線3302）

令和5年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

◆国民健康保険税

令和5年度の国民健康保険税

令和5年度の税率は据え置きです。法令の改定に伴い、医療分と支援分の限度額を引き上げました。

保険税率など

	医療分	支援分	介護分
①所得割	7.68%	2.58%	2.10%
②均等割	22,600円 未就学児は10分の5	6,700円	8,200円
③平等割	25,600円	9,100円	4,200円
④限度額	65万円	20万円	17万円

- ①所得割 被保険者の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額に、上表の税率を乗じた額
- ②均等割 被保険者1人当たりの額
- ③平等割 1世帯当たりの額
- ④限度額 ①～③の合計額の上限額

軽減制度の拡充

均等割と平等割が軽減される基準を、一部拡大しました。

世帯主と被保険者の前年の所得の合計額	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(53万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

*世帯主には国保の被保険者ではない方も含みます。被保険者には国保から後期高齢者医療制度へ移行し、その後も継続して同じ世帯に属している方も含みます。

問合せ 保険年金課国保賦課担当（内線2115）

◆後期高齢者医療保険料

保険料の納付は個人ごとです。保険料額は加入者の全員が等しく負担する均等割と加入者の所得に応じて負担する所得割の合計です。今年度の額は、6月に送付する保険料額決定通知書で確認してください。

令和5年度の保険料率と保険料の計算方法

1年間の保険料限度額66万円	
II	
均等割	1人当たりの額
51,892円	
+	
所得割	所得に応じた額
(前年中の所得-最大43万円)×10.98%	

*前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。
*100円未満は切り捨てです。

軽減制度の拡充

均等割が軽減される基準を、一部拡大しました。

世帯主と世帯の加入者全員の前年の所得の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割	15,567円
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割	25,946円
43万円+(53万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割	41,513円

問合せ 保険年金課医療給付担当（内線2103）